



みんなが共に支え合い暮らせるまち

市民協働、防災・安全、人権、男女共同参画

1 助け合いによるまちづくりの推進

- 111 市民参加によるまちづくり
- 112 情報共有化の推進
- 113 市民参加による防災対策
- 114 消防・救急体制の整備
- 115 防犯対策の推進
- 116 交通安全対策の推進

2 人が人として尊重される社会の実現

- 121 人権尊重社会の実現
- 122 男女共同参画の推進

111 市民参加によるまちづくり

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民と行政

5年後のめざす姿

**地域課題を解決するため、
共に話し合い、活動してい
るまち**

施策の成果を測る指標

地域活動に参加している割合

35.4% → **41.4%**

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化などが進行するなかで、地域コミュニティの重要性が高まっています。

《現状と課題①》

○市では、市民活動の場として、コミュニティセンター施設の適切な管理運営に努めています。それにともないコミュニティセンターの利用者数も増加しています。

○市民が、コミュニティ施設を活用しながら主体的に地域活動を行えるように、市は積極的に働きかけや関わり合いに努める必要があります。

《現状と課題②》

○市では、市民や各種団体への支援を行っていますが、高齢化により地域活動を担う人材の不足などが課題となっています。

《現状と課題③》

○市民の地域活動への参加率を高めていくため、住民ニーズの把握に努め、世代や地域に合った働きかけを検討する必要があります。

《現状と課題④》

○市民や各種団体が自立的に活動するよう、行政と共に話し合い、共に活動するための取り組みを進めていくことが望されます。

■ **市民参加によるまちづくりに向けて、市民や各種団体が主体的に活動を行えるよう、
市民と行政の対話と情報共有の機会をつくることなどが必要です。**

主な取り組み方針

《方針①》

○市民は地域に愛着と誇りを持ちながら、住民が一体となったまちづくりを進めるため、地域活動と、その企画・運営に参加します。

【重点】

《方針②》

○市は地域活動を担う人づくりに向けて、市民の意識を高めるとともに、地域づくりなどに携わる人材の育成に努めます。

【重点】

《方針③》

○市は自治会や地区会等の各種団体が主体的に活動するための支援や情報提供を行います。

《方針④》

○市は市民と共に地域課題に対する話し合いとその課題解決に取り組みます。

○市は市内の地域間の連携により、新たな価値を創造し、助け合い・支え合う持続可能な取り組みを検討し、ネットワークの構築などを推進します。

【戦略】

○市は地域おこし協力隊の活動を含め、地域資源を活用するコミュニティビジネス*の支援を図ります。

【戦略】

関連する事業

- ・自治会・地区会支援事業
- ・地域福祉活動事業
- ・地域おこし協力隊事業

関連する計画



<九鬼 網千場(あばば)改修風景>



<コミュニティでのワークショップ風景>

* コミュニティビジネス：住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業。

112 情報共有化の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

市の情報が的確に提供され、市民と行政が情報を共有しているまち

施策の成果を測る指標

情報活用の満足度

2.95 → 3.20

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

国におけるICT^{*}の進展は著しく、スマートフォンやタブレット端末などが普及し、いつでもどこでもネットワークに接続できる環境が整いつつあるなかで、国・県の政策や市民ニーズも刻々と変化しています。

《現状と課題①》

○市では、市から市民への情報提供については、広報紙やホームページなどを通じて行っています。市のホームページをリニューアルし、行政ページと観光ページに分け、より分かりやすい情報発信を行うとともに、新たな媒体としてエリアワンセグによる行政放送も行っていますが、市民が求める情報を把握し発信していくことが必要です。

《現状と課題②》

○まちづくりの情報を市民と行政が共有し、双方向化することが求められることから、新たな情報媒体や他の民間媒体を活用するなど、ICT環境の変化に合わせた効果的な情報発信・情報交流を進めることができます。

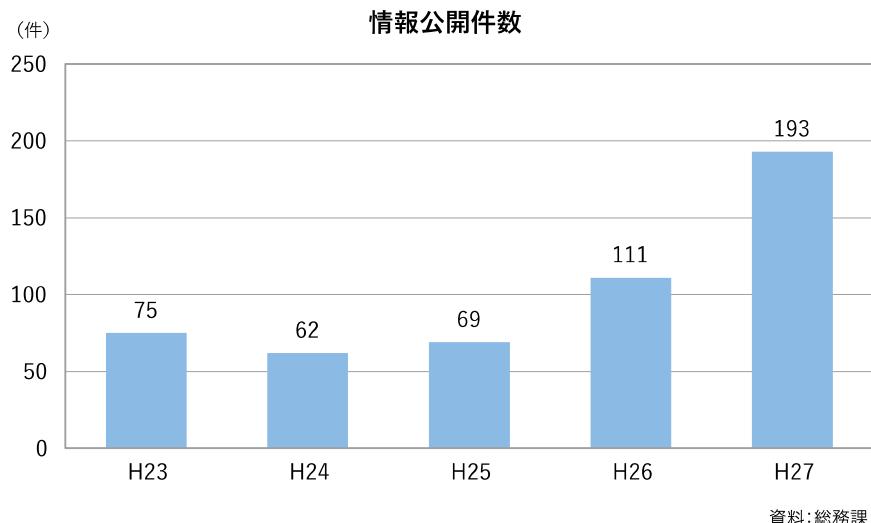
《現状と課題③》

○市では、統計データに基づく市の状況把握を行っています。

《現状と課題④》

○市では、情報公開条例による行政情報の公開とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な管理を行っています。

■ 市民参加によるまちづくりを進めるうえで、情報共有は不可欠であることから、一方向の広報のみならず、広聴活動を充実させ、双方向の情報のやりとりを進めることが重要です。



主な取り組み方針

《方針①》

○市は「広報おわせ」やホームページ、エリアワンセグなどを通じ、市民が求める情報を分かりやすく、効率的、効果的に提供します。

○市は市民による地域コミュニティ活動についての情報を発信します。 【重点】【戦略】

○市は懇談会をはじめ、「市長への手紙」や「ホームページでの意見募集」を活用し、市民との双方向のやりとりを行う機会を充実するとともに、その手段の周知に努めます。

《方針②》

○市民は懇談会等の広聴の機会に積極的に参加し、市の情報を得るとともに、自分の意見を市に伝えることとでまちづくりに参加します。

《方針③》

○市は統計情報を把握し、市民に情報提供を行います。

《方針④》

○市は市の情報を適切に管理します。

関連する事業

- ・広報・広聴活動事業
- ・統計事業
- ・情報公開事業

関連する計画

※ ICT: Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)
の略で、一般的となつたITの概念をさらに進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

113 市民参加による防災対策

施策の目的

対象(誰が、誰を)

多様な主体

5年後のめざす姿

**防災体制づくりに自立的・
持続的に取り組んでいる、
安全で安心なまち**

施策の成果を測る指標

**防災・危機管理の満足度
2.87 → 3.00**

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)
まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

国では、未曾有の被害をもたらした東日本大震災における対応を検証し総括するとともに、南海トラフ巨大地震や火山災害等の大規模災害、及び頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、平成25年6月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を公布しました。

全国各地において、ごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る局地的大雨による事故や災害が多発しています。

《現状と課題①》

○市は、平成26年8月に南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されました。

《現状と課題②》

○市では、災害時において住民に的確な行動をとってもらうため、ハザードマップを活用し、避難路・避難場所の整備を進めています。

《現状と課題③》

○市では、来訪者や外部向けの防災行政無線の老朽化が進んでおり、防災行政無線のデジタル化を進める必要があります。

○市では、防災行政無線システムを補完するため、エリアワンセグ端末受信機を全戸配布し、新たな伝達手段であるエリアワンセグ放送によって防災情報を提供し、情報の重層化を図っています。

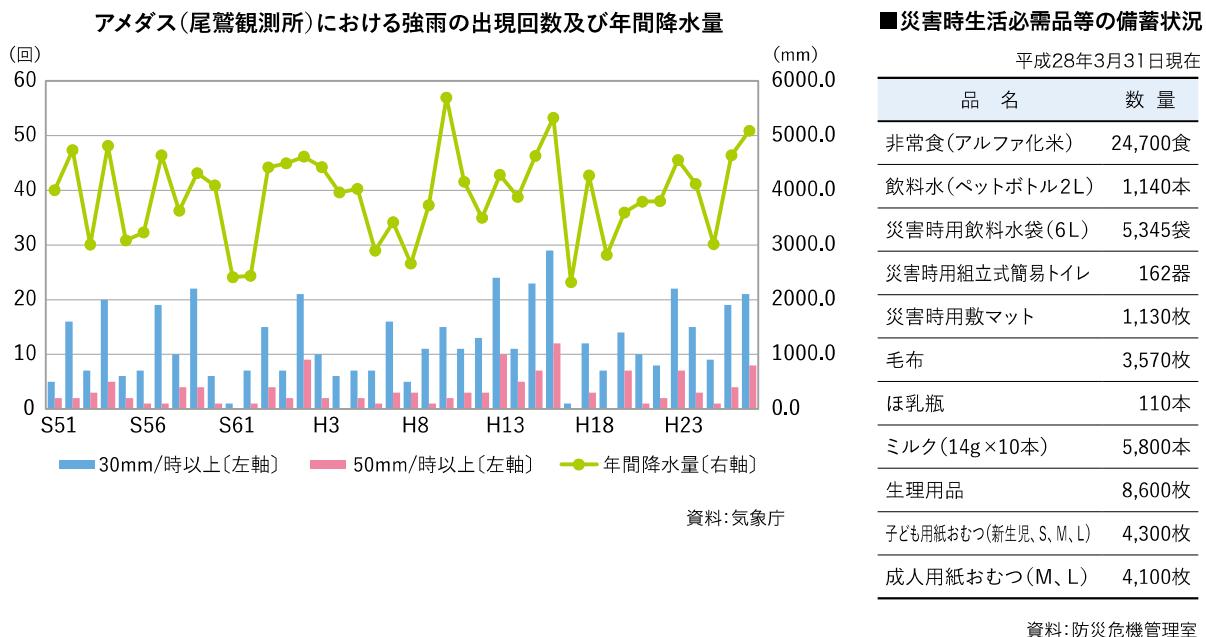
《現状と課題④》

○近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や増加傾向にある局地的大雨等による被害を最小限に抑えるためには、地域における自助・共助の取り組みが欠かせないため、今後も継続し地域における防災体制及び防災対策の強化を図る必要があります。

《現状と課題⑤》

○東日本大震災や熊本地震の被災状況に鑑み、事前復興計画の策定を進める必要があります。

■ 南海トラフ巨大地震が予測されるなかで、災害対策は喫緊の課題であることから、東日本大震災等を教訓とした取り組みが引き続き求められており、必要なハード整備と継続的なソフト事業とを計画的に進めることが重要です。



主な取り組み方針

《方針①》

○市は市民と共に災害時に備えた津波避難施設の整備、避難所の確保や公的備蓄を、協議対話を重ねながら、計画的に実施します。 【戦略】

《方針②》

○市は災害時における避難行動計画を策定し、災害時要支援者の支援体制を確立します。 【戦略】

○市民は避難経路の確認や備蓄品の確保、及び災害時要支援者の支援体制を充実するなど、災害に備えた対策を地域ぐるみの住民主導で行います。 【重点】【戦略】

《方針③》

○市は防災行政無線のデジタル化などにより、正確な防災情報を迅速に伝えられる伝達手段を確保します。 【戦略】

《方針④》

○市は防災意識を高揚し、災害に備えることが当たり前、という文化を醸成するとともに、市民が主体となって取り組む自主防災活動を促進する啓発活動を行います。 【重点】

○市民は市民相互による協力体制の構築など、自主防災活動に積極的に取り組み、「自助」「共助」を基本とした地域の防災力を高めます。 【重点】

○市は地域における防災活動を牽引する防災リーダーや防災ボランティアなどの人材を育成します。 【重点】

《方針⑤》

○市は事前復興計画の策定に向けた取り組みを行います。 【戦略】

関連する事業

- ・自主防災活動促進事業
- ・防災対策事業

関連する計画

- ・尾鷲市地域防災計画(昭和38年度～毎年)
- ・尾鷲市国民保護計画(平成19年度～毎年)

114 消防・救急体制の整備

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

災害、救急時に安全で安心な対応ができているまち

施策の成果を測る指標

消防・救急体制の満足度
3.05 → 3.20平成27年(現状値)
まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

平成33年(目標値)

施策の現状と課題

高齢化、高速道路の延伸等、市を取り巻く地域情勢の変化にともない、救急需要は年々増加するとともに、大規模自然災害など多様化・複雑化する災害により、消防を取り巻く環境はさらに厳しくなっています。

東日本大震災を教訓として、これまで以上に地域での災害対応能力向上が求められている一方で、少子高齢化等により、地域防災活動の要となる消防団員の確保は困難となっています。

《現状と課題①》

- 市では、各種消防車両及び資機材の整備を実施し、消防力の増強を図っています。また、消防救急デジタル無線整備事業において、消防団も含めた最新式の無線機及び通信指令台を整備しました。
- 消防庁舎の移転などのハード整備を控えていることから、緊急性の高い事業の進捗を図るとともに、市民が安心して暮らせるような消防・救急体制を構築していくことが求められます。

■ 高齢化などにともない、変化し、増加していく消防・救急に対する需要に的確に対応するため、必要なハード整備を含めて、事業を計画的に進めることが重要です。

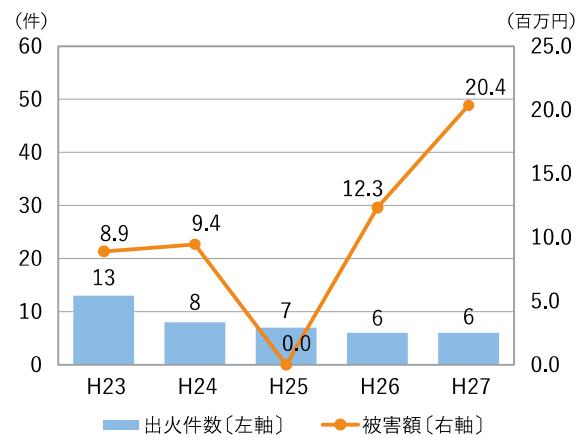
消防団等の状況

平成28年3月31日現在

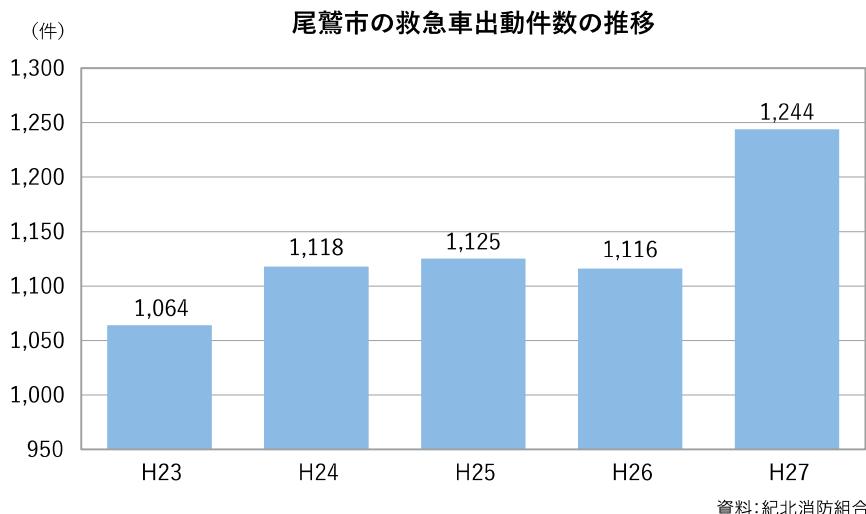
消 防 団	消防団数	(団)	1
	分団数	(分団)	15
	非常勤	(人)	188
	(うち女性団員)	(人)	(18)
	常勤	(人)	-
	計	(人)	206
	消防ポンプ自動車数	(台)	2
	ポンプ積載車(軽自動車含む)	(台)	19
	小型動力ポンプ数	(台)	21
	組織数	(組織)	78

資料:防災危機管理室

尾鷲市の火災発生件数・被害額の推移



資料:紀北消防組合



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は多様化する消防・救急需要に対応できる消防・救急体制を確保します。
- 市は消防団の意義についての啓発や、子どもの関心を高めるなどの長期的な取り組みにより、安定的に消防団員を確保するとともに、団員の技術向上を図ります。 **【重点】**
- 市民は消防団活動に参加するとともに、消防団の体制づくりに努めます。
- 市は火災予防に向けた周知・啓発や、事業所等の適切な指導、消火訓練等を行います。
- 市民は消防・救急に関する知識を深め、適切な通報・要請を行います。
- 市は応急手当の方法等の講習を開催します。

関連する事業

- ・ 消防・救急体制確保事業
- ・ 消防団活動事業
- ・ 火災予防活動事業
- ・ 救急救命事業

関連する計画

- ・ 三重紀北消防組合車両整備計画
(平成21年度～)
- ・ 三重紀北消防組合消防庁舎移転建設基本計画
(平成25年度～平成39年度)



<尾鷲市防災センター>

115 防犯対策の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

犯罪の不安を感じることの
ない安全で安心なまち

施策の成果を測る指標

刑法犯認知件数

102件 ➔ **95件**

平成27年(現状値)

平成33年(目標値)

施策の現状と課題

全国的に一人暮らしの高齢者が増加し、振り込め詐欺など高齢者に対する犯罪が増加しています。地域社会の連帯意識の希薄化が指摘されるなか、社会全体でこうした犯罪への対策を講じることが求められています。

《現状と課題①》

- 市では、尾鷲警察署や各地区防犯委員会等と連携し、啓発活動を行うことにより、犯罪の未然防止に努めています。
- 犯罪抑制には、地域の「監視の目」が行き届いていることが重要であるため、尾鷲警察署や少年センター^{*}等、各関係機関が連携し、地域ぐるみの防犯活動を強化する必要があります。

《現状と課題②》

- 防犯対策を推進するには若手防犯委員が不足しており、人材の確保が困難となってきています。

■ 地域における犯罪抑止効果を発揮させるため、子どもたちの見守りや防犯パトロールなど、地域ぐるみでの自主的な活動を強化することが必要です。



<尾鷲地区防犯委員会による活動>

主な取り組み方針

《方針①》

○市は各関係機関との連携による防犯パトロールを行うとともに、市民による自主的な活動に対する支援を行います。

○市民はあいさつ運動を行うなど地域内の絆を深め、犯罪を未然に防止するまちづくりを行います。

○市は市民ニーズに合わせた防犯灯の整備に努め、犯罪を未然に防止する環境を整備します。【戦略】

《方針②》

○市は市民の防犯意識の高揚を図るため、啓発活動を行うとともに、防犯委員の確保に努めます。

関連する事業

- ・防犯体制整備事業

関連する計画

※ 少年センター：青少年の健全育成を目的として全国の市町村を中心に設置された機関で、子どもや若者とその保護者が抱える悩み相談、非行や不良行為にかかる街頭補導、青少年健全育成に関する広報啓発などを行っている。尾鷲市では特に「地域の子どもは地域で育てる」との考えを基本とし、自治会や警察、学校やPTAなど18団体が連携した「地域非行防止ネットワーク(オッ wase ふれ愛隊)」による地域の見守りと非行や犯罪防止の活動を実施している。

116 交通安全対策の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

交通安全意識が高まり、交通事故に遭わない、交通事故が起きないまち

施策の成果を測る指標

交通事故発生件数(尾鷲警察署管内)

742件 → **710件**

平成27年(現状値)

平成33年(目標値)

施策の現状と課題

全国的に交通事故の死者数は年々減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。さらに、近年は、高齢者が事故の被害者になるだけでなく、自らのハンドル操作やブレーキ操作の遅れなどにより、事故を起こすケースも見受けられます。

また、登下校中の児童生徒等が死傷する事故が依然として発生していることから、「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」が通知されました。

《現状と課題①》

○市では、持続的な通学路の安全を確保するため、「尾鷲市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携して通学路の改善・充実を図っています。

《現状と課題②》

○市では、交通事故ゼロをスローガンとし、春・秋の交通安全運動やミルミルウェーブ*などの啓発活動を、市民・警察・関係機関と共同で実施しており、交通事故発生件数は減少しています。

《現状と課題③》

○市では、危険箇所のある道路へのガードレールやカーブミラーの設置等、交通安全のための道路環境整備を行っていますが、整備に関する要望が多く、すべてに対応できていないのが現状です。

《現状と課題④》

○今後は、従来からの継続事業に加え、交通事故による被害者となりやすい子どもや高齢者などを対象とした取り組みに努めるとともに、交通安全のための道路環境整備については、優先順位をつけて対応していく必要があります。

■ 交通事故にかかるおそれが高い高齢者や子どもなどの対象者に重点を置いて、交通事故防止の取り組みや啓発活動を進めることができます。

主な取り組み方針

《方針①》

○市は通学路の安全を確保するため、関係機関と連携して合同点検を実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

《方針②》

○市民は個人や地域において自主的な交通安全啓発活動、自衛的な交通安全活動を行います。

《方針③》

○市は交通安全のために、危険度の高い箇所から道路環境整備を行い、交通事故が起きないまちをめざします。

【戦略】

《方針④》

○市は尾鷲警察署、交通安全協会等の協力のもと、子どもや高齢者に重点を置いた啓発活動を充実させ、交通安全意識の高揚を図ります。

○市は高齢者が、ハンドル操作やブレーキ操作の遅れなどにより事故を起こさないように、交通安全講習や実技研修、運転適性検査などを活用した運転能力チェック等への積極的な参加の啓発を図ります。

関連する事業

- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全施設整備事業

関連する計画

- ・尾鷲市通学路交通安全プログラム(平成26年度～)



<ミルミルウェーブ>

※ ミルミルウェーブ：交通安全の標語を書いたボードを上げ下げして行う交通安全啓発活動。

121 人権尊重社会の実現

施策の目的

対象(誰が、誰を)

市民

5年後のめざす姿

一人ひとりが互いの人権を
尊重し合うまち

施策の成果を測る指標

人権尊重社会の実現に対する満足度

2.89 → 3.20

平成27年(現状値) 平成33年(目標値)

まちづくりに関するアンケート調査(H27)より

施策の現状と課題

人権という普遍的な事柄に対し、社会の状況は変化し、大規模災害による被災者や性的マイノリティ※など、国における人権問題は多様化してきています。

また、国では、平成28年4月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が施行されました。

《現状と課題①》

- 市では、広報おわせやホームページを利用した周知を行い、人権問題に関する相談事業に取り組んでいます。また、街頭啓発及び小学校・幼稚園への訪問活動により、人権意識の高揚を図っています。
- 変化する社会状況に対応しながら、人権啓発を進めていくことが求められます。

■ 人権は普遍的な概念である一方、刻々と変化する社会情勢により人権問題は変化、多様化していることから、そうした状況に対応した啓発・教育等を進めることができます。



<人権に関する講演会の様子>

主な取り組み方針

《方針①》

- 市は社会の変化により多様化する人権問題に関する講演会や広報誌の発行などを行います。
- 市民は家庭や地域において人権問題に対する意識高揚を図ります。
- 市は「障害者差別解消法」などの周知を図るとともに、差別や人権侵害にかかる相談窓口の利用促進を図り、人権問題の解決につなげます。

関連する事業

- ・人権啓発推進事業
- ・隣保館運営事業

関連する計画

- ・人権施策行動計画(平成27年度～平成32年度)

※ 性的マイノリティ：何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。

122 男女共同参画の推進

施策の目的

対象(誰が、誰を)	5年後のめざす姿	施策の成果を測る指標
市民	性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重し合うまち	<p>男女共同参画に対する満足度 2.90 → 3.20</p> <p>平成27年(現状値) → 平成33年(目標値) まちづくりに関するアンケート調査(H27)より</p>

施策の現状と課題

長時間労働を前提とした働き方では、男性の家庭生活への参画や、女性の家庭生活以外の活動への参画・活躍に影響を与えることが懸念されるため、労働時間の削減は、ワーク・ライフ・バランスや地域活動等の時間の確保等の観点から重要であり、男女が共に暮らしやすい社会に向けて、国の大きな課題となっています。

《現状と課題①》

○市では、三重県内連携映画祭や尾鷲高校男女共同参画セミナーの実施、広報おわせへの男女共同参画の意識啓発記事の掲載など、県等と連携しながら男女共同参画についての普及啓発を継続しています。

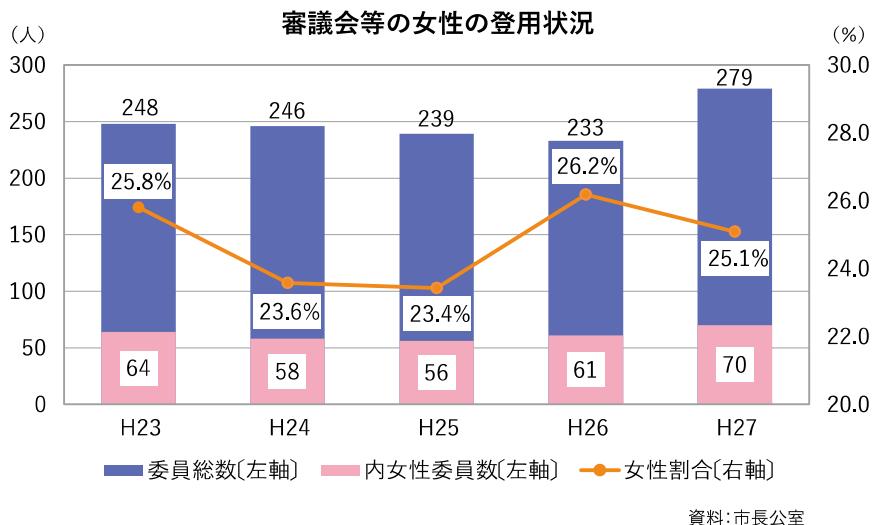
《現状と課題②》

○人口減少対策の柱として少子化対策を進めるうえで、女性が育児休暇を取りやすい環境の整備、男性の家事・育児参加等が重要です。そのためには、普及啓発活動の強化に加え、地域住民を中心としたしくみづくり、関係各課との連携を進める必要があります。

■ 市民レベル、地域レベルでの男女共同参画につなげるべく、少子化対策とすべての人が活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画を実践していくことが必要です。



<男女共同参画セミナー>



主な取り組み方針

《方針①》

- 市は男女共同参画に向けての意識づくりの推進を図ります。
- 市は男女が互いに認め合う社会環境づくりの推進を図ります。
- 市民は男女共同参画に対する意識高揚を図るとともに、男女共同参画を実践していきます。

《方針②》

- 市は男女の仕事と生活の調和に向けた取り組みを行います。
- 市は各種審議会等への女性委員の任用、市役所内の女性管理者の登用など、率先して男女共同参画に取り組みます。

関連する事業

- ・男女共同参画推進事業

関連する計画

- ・第2次男女共同参画推進基本計画
(平成24年度～平成33年度)

